



第1章

横須賀子ども未来プランについて



1 プラン策定の趣旨

わが国では未婚化や晩婚化、経済状況の低迷等様々な要因から少子化が進行し、平成 29 年の合計特殊出生率は 1.43 と、平成 17 年の 1.26 からは回復傾向にあるものの、依然として人口を維持するのに必要な合計特殊出生率 2.07 を大きく下回っています。

このような状況の下、平成 24 年 8 月には「子ども・子育て関連三法」が成立し、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保及び教育・保育の質的改善」「地域における子ども・子育て支援の充実」を柱として、社会全体で子育てを支えることを通じて、全ての子どもが健やかに成長できる社会の実現を目指すとともに、平成 26 年度までの時限立法であった次世代育成支援対策推進法について、次世代育成支援対策の更なる推進・強化を図るため、令和 6 年度末までの延長がなされました。

また、子ども・子育て支援法の一部改正により、新たに仕事・子育て両立支援事業及び子育てのための施設等利用給付（幼児教育・保育の無償化制度）が創設されたほか、平成 26 年に施行された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」については、令和元年に見直しを図られ、子どもの貧困対策について一層の推進を目指しています。

本市においては、少子化への取り組みや、子どもと子育て家庭を支援するための計画として、次世代育成支援対策推進法に基づき、平成 17 年度から平成 21 年度を計画期間とする「よこすか子育て支援計画実施計画」、また平成 22 年度から平成 26 年度を計画期間として青少年に関する施策についても盛り込んだ「よこすか次世代育成プラン」を策定し、計画に基づき施策を推進してきました。

さらに、平成 27 年度にスタートした子ども・子育て支援法、延長された次世代育成支援対策推進法に基づき、青少年施策を加えた平成 27 年度から令和元年度を計画期間とする「横須賀子ども未来プラン」を策定し、施策を推進してきました。

このように本市では子ども・子育て支援施策を推進してまいりましたが、依然として少子高齢化を伴う人口減少は解消されず、待機児童や小 1 の壁、児童虐待、子どもの貧困等多くの課題が残されています。

第 2 期横須賀子ども未来プランでは、前期プランを踏まえ、新たなニーズを汲み取りながら、子ども・子育て支援をさらに充実し、全ての子どもに良質な育成環境を保障し、子育て家庭が子育てについて安心感や充足感を得られるような環境づくりを進めます。

第1章 横須賀子ども未来プランについて

2 プランの対象と計画年度

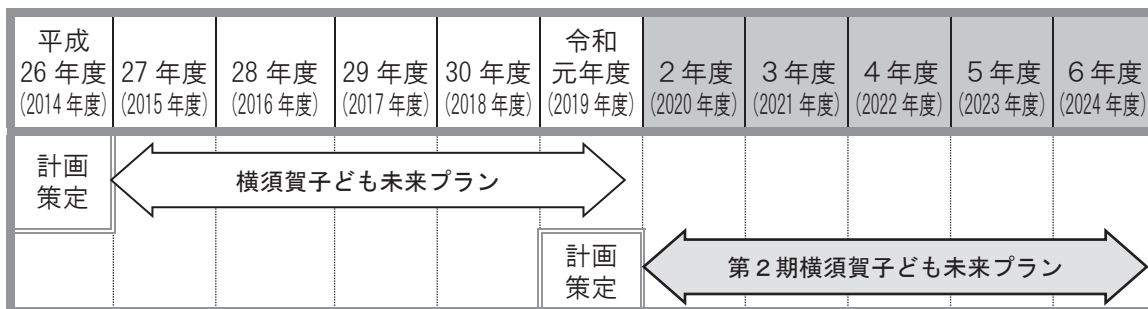
(1) プランの対象

本プランは子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく市町村計画、青少年に関する施策を併せ持った内容であるため、プランの対象は、出生前からおおむね 30 歳未満の子どもやその家庭及び青少年を対象とします。プラン上、「子ども」は0歳から 18 歳未満、「青少年」は中学 1 年生からおおむね 30 歳未満と捉えますが、「子ども」は0歳から小学校 6 年生までを、「青少年」は中学 1 年生から 22 歳までを施策の中心的な対象年齢と捉えます。

(2) プランの期間

本プランの期間は令和 2 年度（2020 年度）から令和 6 年度（2024 年度）の 5 年間とします。

図表 1-2-1 プランの期間



3 他計画との関係

本プランは、横須賀市地域福祉計画、第 1 期横須賀市障害児福祉計画、横須賀市放課後児童対策事業計画、横須賀市社会的養育推進計画等の計画と調和を保ちます。